

都道府県におけるアレルギー疾患の  
医療提供体制の整備について

# アレルギー疾患対策基本法

## (基本理念)

第三条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。
- 二 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けることができるようにすること。
- 三 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けられるよう体制の整備がなされること。
- 四 アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

# アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

## 第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

# アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

## 第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

### (2) 今後取組が必要な事項について

オ 国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

カ 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

キ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

# 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」 (平成29年7月28日付け厚生労働省健康局長通知)

## アレルギー疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等の役割

### 中心拠点病院

- 診療：重症及び難治性患者の診断、治療、管理
- 情報提供：ウェブサイトや講習会を通じた科学的知見に基づく情報提供
- 人材育成：都道府県拠点病院の医療従事者への研修実施、研修教材の作成、提供
- 研究：全国的な疫学研究、臨床研究
- その他：全国拠点病院連絡会議の開催

### 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院

- 診療：重症及び難治性患者の診断、治療、管理
- 情報提供：患者、家族等への適切な情報提供、講習会、啓発活動
- 人材育成：県内医療従事者への研修、保健師等、教職員に対する講習
- 研究：アレルギー疾患の地域特性等の調査・分析、国が実施する研究への協力
- その他：市町村教育員会等への助言、支援

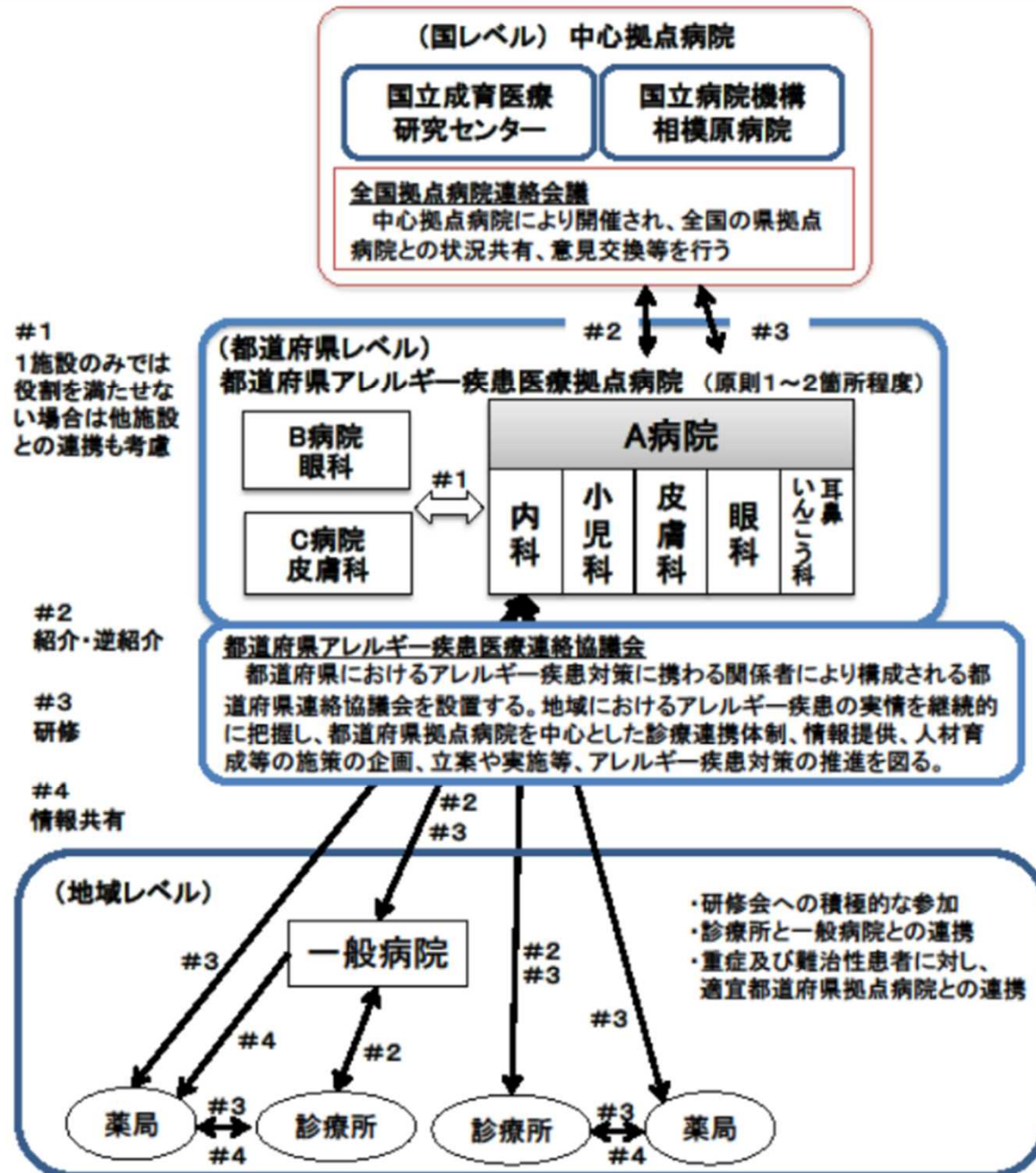
### かかりつけ医

- 科学的知見に基づく適切な医療の提供、研修への参加、重症及び難治性患者の拠点病院への紹介

### 薬剤師・薬局

- 最新の科学的知見に基づく適切な情報提供・指導、服薬情報や副作用等情報の処方医師への提供

# アレルギー疾患医療における連携のイメージ図



# 都道府県アレルギー疾患医療連携拠点病院の選定

## 拠点病院の選定要件

- 人口分布、交通の利便性等を考慮
- 都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関
- 各都道府県につき、原則1～2箇所程度を選定
- アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科の専門医の常勤（アレルギー専門医資格を有する医師）
- アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等の配置
- 小児から高齢者までの診療を担える医療機関が基本

## 選定主体

- 都道府県